

## I 被災者等への支援の充実

### 1 避難者支援の充実

避難生活が長期化する中で、避難者を取り巻く諸課題が深刻さを増し、さらに、今後は応急仮設住宅等から新しい生活の場への移行による新たな課題も見込まれる。

このため、専門的見地から避難者を支援する体制の強化や、各種相談員の増員・連携などの取組、各種相談員の安定的な確保等に対し、必要な財政措置を講じること。



### 2 保健医療福祉人材の確保

原子力災害等の影響により医師や看護師、福祉・介護職員、保健師等、地域の医療・保健・福祉を担う人材の不足が極めて深刻なことを踏まえ、全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築を始め、人材確保対策を積極的に講じること。



### 3 復興を支えるインフラ等の環境整備

原子力災害からの復興には長期間を要するという特殊な事情を踏まえ、福島の復旧・復興及び再生のため、引き続き、福島復興再生特別措置法、福島復興再生基本方針、避難解除等区域復興再生計画などに即して、「ふくしま復興再生道路」8路線のうち3路線の国直轄による代行事業の着手、JR常磐線の早期全線復旧などのインフラの整備や町内復興拠点の整備促進、除染の確実な実施を図ること。



## II 産業復興の加速化

### 4 風評払拭及び風化防止

原子力災害により農産物や観光への風評が依然として深刻である一方、原子力災害を本県だけの事故に矮小化するような風潮の拡大が懸念されている。

風評の払拭及び風化防止には、正確な情報を国内外に発信することを始め、大胆な取組やきめ細かな取組を組み合わせつつ、本県の実情への理解の浸透を図ることが不可欠であることから、県や市町村、関係団体の取組に対する財政支援を継続・拡充するとともに、政府においても情報発信や関係団体への働き掛けを積極的に行うこと。



### 5 福島における再生可能エネルギーの飛躍的導入に向けた補助制度の継続・拡充など

避難解除区域等における再生可能エネルギー導入による復興けん引を一層推進するため、発電設備等に関する補助制度を継続・拡充すること。

また、再生可能エネルギーの大量導入に向け、送電網の強化のための財政支援措置を講じること。

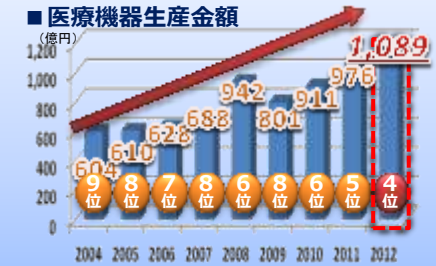
さらに、本年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所の立地効果を最大限発揮するため、福島再生可能エネルギー一次世代技術開発事業等について継続的な財政支援を講じること。



## II 産業復興の加速化（つづき）

### 6 医療関連産業の集積に向けた支援

「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」を踏まえ、更なる医療関連産業の集積を進めるため、本県に拠点を整備しようとする医療関連企業への財政支援、救急・災害対応に関連する医療機器開発への財政支援を講じること。



### 7 地域経済の復興に向けた支援

原子力災害に伴い喪失した雇用や経済活力を創出するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」、「緊急雇用創出事業」を始め、地域経済の復興に向けた支援策を平成27年度以降も確実に講じ、十分な予算を確保すること。

併せて、被災地域の実情を踏まえ、水産加工業や食品製造業も含めたものづくり産業に携わる事業者の新製品開発や新分野進出に資する設備投資等を支援すること。

さらに、避難指示区域内から避難した企業等が帰還することによって重層的で足腰の強い地域経済を確立していくため、一定期間内に帰還をして事業再開する場合に、現行制度を上回る新たな税制上の措置を講じること。



## III 避難地域の復興・再生

### 8 イノベーション・コースト構想の着実な推進

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想は、浜通りの地域再生のエンジンになるものであり、地元の期待も極めて大きい。政府一体となった構想の推進体制を早急に構築するとともに、構想の具体化に向かって必要な財政支援を講じること。

特に、国際産学連携拠点の整備や、災害対応ロボット技術開発については、構想の要となる事業であることから必要な予算措置を確実に講じること。



### 9 避難解除区域等における農林水産業の復興

農林水産業の原子力災害からの復興に向け、スマート農業を始めICTやロボット等先端技術の積極導入による、超省力・高付加価値生産の実現に必要な予算措置を積極的に講じること。



### 10 福島再生加速化交付金の改善

福島再生加速化交付金について、避難市町村等の意向を踏まえ、現在36事業に限定されている基幹事業について、広域的な特別養護老人ホームの整備等を追加するとともに、既存施設の解体撤去費用を対象とするなど、対象事業・経費を拡充すること。

また、効果促進事業について、例えば、基幹事業により整備した施設を条件不利を抱えながら運営するための費用について対象とするなど、基幹事業との関連性を弾力的に認め、避難市町村等が復興計画に基づき自主的かつ主体的に実施する事業を幅広く対象とし、基幹事業の35%相当分を一括配分すること。